

第2章 総論 ～アメリカ各州における情報公開制度～

前章では、アメリカ連邦法である情報公開法（FOIA；以下「FOIA」という）について述べたが、連邦と州が、それぞれの法体系を持つアメリカでは、州政府の保有する情報の開示は、連邦法であるFOIAではなく、各州が制定している州の情報公開制度によって、実施されることになる。つまり、50の独立した諸州及びコロンビア自治区（ワシントンD.C.）が、州政府及び州内地方自治体によって保有されている情報への住民のアクセスに関して、各州自らが法律を制定し、政策を樹立する権能を保有しているのである。

FOIAが連邦の行政機関の保有記録を対象としているのに対し、米国の州の情報公開制度は、州の行政機関のみならず、当該州の市町村等自治体の行政機関が保有する文書も対象に含んでいる。地方団体の中には、独自の情報公開制度を定めている自治体が存在し、その中には、サンフランシスコ市のように州の情報公開制度に反しない範囲内で、より厳格な条例を制定している自治体も見受けられるが、あくまで州の情報公開制度がその基本となっている。現在、全米すべての州政府及びコロンビア自治区において情報公開制度が定められているが、情報公開の制度内容は州によって多様であるため、その内容を一般的に定型化するのは容易なことではない。

しかしながら、固定資産税や学校問題、ごみ処理の問題などの住民にとって身近な問題についての権限や情報は、連邦ではなく、州や市町村が持っているものが多い。住民がこのような身近な問題に関する様々な情報を入手し、州政府等の方針に対し、自己の意見を示すなどの建設的なアプローチを行う際には、連邦の情報公開制度よりも、むしろ州の情報公開制度が重視される傾向にあるのが一般的である。

そこで以下、これらの米国各州の情報公開制度に焦点をあて、その歴史的背景及び情報公開制度の一般的現状について概観することとする。

第1節 アメリカ情報公開制度の歴史

全米各州の情報公開法及び公開会議法は、州によりその制定時期が異なるため、その歴史も千差万別である。

アメリカの州における情報公開の歴史を振り返る上でまず重要となるのが、各州の裁判所の判決である。裁判所により「開かれた政府」が積極的に支持されてきた多くの州においては、実体的な法律が制定される前であっても、裁判所の判断に基づく判例法により、実質的に情報公開が実践されてきた。判例法に従って情報公開が実施されていた多くの州では、一般的に早期のうちに判例法が成文化され、情報公開関連法が州法として整備されたと言えるが、一方ではミシシッピ州のように、判例法は存在しながら、立法化の動きが遅く、法制化までに40年以上を要した州も存在する。

情報公開関連法がアメリカの歴史上、初めて法制化されたのは、ウィスコンシン州において、州内カウンティの公文書及び会議へのアクセス権を保証する州法が制定された1849年にまで遡る。その後、初期の情報公開制度として、情報公開法はマサチューセッツ州、ミシガン州、モンタナ州、フロリダ州において19世紀後期から20世紀初期にかけて相次いで制定され、公開会議法は、アラバマ州において1915年に制定された。

その後、1953年にカリフォルニア州がブラウン法 (the Brown Act)を制定し、この法律が現代の情報公開関連法制定への途を開いた。この包括的な立法は、政府記録へのアクセス (いわゆる「情報公開」) だけでなく、政府の諸々の会議の公開 (いわゆる「公開会議」) をうながす諸規定をも含んでいた。その後多くの州が、多年にわたってカリフォルニア州の先例を追うことになった。それまでは、情報公開法のみを制定している州や公開会議法のみを法制化している州が存在していたが、これにより、大多数の州が両種の法律を制定することとなった。

その後、ウォーターゲート事件がきっかけとなって、1974年に連邦法FOIAが改正され、情報公開がより一層強化される方向づけがなされたことから、更に多くの州が情報公開関連法の制定、改正の動きに追随した。そして、1983年のミシシッピ州による情報公開法の制定により、すべての州において情報公開法及び公開会議法が法制化された。

これら諸州の情報に関する法律は、その表現ないしは効力において、決して一様なものではない。しかし、概してこれらの法律は、その後「開かれた政府」の目標をより一層実現する方向へと導かれ、過去の法律に代わる新たな法律の制定や近年における電子情報の取り扱いに関する規定の追加など、様々な法改正を経て、現在に至っている。

第2節 全米各州の情報公開制度の現状

1 州憲法による規定

全米50州において、州憲法により政府機関の実施する会議及び公文書へのアクセス権を保証している州は、後に詳しく述べるフロリダ州をはじめ、ルイジアナ州、モンタナ州、ノースダコタ州のわずか4州に限定されている。これら4州では、いずれも情報公開制度が早期から整備され、裁判所も公共機関の実施する会議や公文書への住民のアクセス権を積極的に支持してきた。しかしながら、憲法上、行政府、立法府、司法府すべての統治機構に対する住民のアクセス権を明確に保証しているのは、フロリダ州のみであり、他の3州においては、対象機関が行政府に限定されている。また、ノースダコタ州の州憲法の規定では、対象機関の公文書へのアクセス権について保証されているのみで、会議の公開に関しては、言及されていない。

(1) ルイジアナ州憲法 [Article VII, Section 3. Right to Direct Participation]

いかなる者も、別途法律で定められている場合を除き、行政機関の実施する会議を傍聴し、また公文書を閲覧する権利を否定されることがあってはならない。

(2) モンタナ州憲法 [Article II, Section 9. Right to know]

いかなる者も、個人のプライバシー保護の必要性が、開示によりもたらされる利益に明らかに勝る場合を除き、州政府及びその下部組織すべての公共機関の公文書を閲覧し、もしくは会議を傍聴する権利を奪われることがあってはならない。

(3) ノースダコタ州憲法 [Article XI, Section 6]

法律により別途規定されない限り、すべての行政機関、各委員会、各部局、州の政治的下部組織、資金の全額又は一部が公共団体から支援されている団体、もしくは公的資金を支出している団体のすべての情報は公文書と見なされ、事務所の就業時間内には、公開及

び閲覧の用に供されるものとする。

2 情報公開法

全米すべての州で制定されている情報公開法は、連邦法であるFOIAと全く同一の内容でないのはもちろんのこと、州裁判所の見解も連邦裁判所の下したFOIAに対する見解と必ずしも合致しているわけではない。カリフォルニア州やメリーランド州など多くの州では、FOIAを模範にして情報公開法を制定しており、全体的に州の情報公開法はFOIAに類似していると言えるが、非開示事項や情報公開請求のプロセスなどの重要な点において相違が見られる。

(1) 非開示事項

前章で述べたとおり、連邦法FOIAでは、大きく分けて9つの適用除外事由が存在するが、個々の適用除外事由が抽象的かつ広範囲に及ぶものであるのに対し、一般的に州レベルでは、非開示事項がより多数にわたる一方で、個々の適用除外事項は連邦法に比してより細部にわたる具体的な規定がなされている点が特徴的である。しかしながら、現実的にどちらの適用除外事項が広範囲に適用されるのかを全体的に単純比較するのは困難であり、一概には言えない。

(2) 情報公開請求におけるプロセス

ア.FOIAでは、情報請求者は、リクエストを書面にて提出しなければならないが、ミシガン州など一部の州を除く多くの州では、必ずしも書面での提出を義務付けられてはおらず、電話等による口頭でのリクエストが認められている（ただし、現実的な対応としては、情報の所在の特定を容易にするために、書面による提出を促している）。

イ.FOIAでは、連邦政府機関は情報公開請求受理後、20就業日以内に申請者に回答しなければならないと規定されているが、州レベルでは、全体的により短期間で回答がなされる傾向にある。各州における情報公開請求受理後の回答期限は、明確な期日設定を規定している州のほとんどが10就業日以内に回答を行っており（ただし、特別なケースに応じ、更なる回答期間の延長を認める州も一部存在する）、バーモント州のように2就業日以内と規定されている州も存在する。

3 公開会議法

連邦レベルでは、FOIAをモデルとして、1976年にサンシャイン法（the Sunshine act of 1976）が制定され、連邦機関の行う会議や委員会での票決の場へのアクセス権が住民に認められることになったが、州レベルにおいても、同年のロードアイランド州での公開会議法の制定により、全米すべての州で、公開会議法が法制化された。